

(1) 奨励金について

- ・ 奨励金の支給は受入該当月の翌月となります。但し、(5)の受入終了事由に該当し、その身分を失った場合は、その事実が発生した日の属する月の翌月以降、奨励金を支給いたしません。
- ・ 他のフェローシップや奨学金等、併給を制限している制度もありますので、本制度への応募に際し問題がないか、必ず支給元へ事前に確認してください。
- ・ 奨励金は雑所得扱いになります。課税対象となりますが、QSTにて源泉徴収はいたしませんので、ご自身で確定申告が必要となります。
- ・ 被扶養者の方で雑所得があると被保険者の方は扶養控除が利用できなくなる場合があります。社会保険の扶養可不可については、各健康保険組合にご確認ください。

(2) 手続きスケジュール

- ・ 公募テーマの募集から受入開始までのおおよそのスケジュールは以下のとおりです。
 - ①公募テーマの募集(10月)
 - ②公募期間(11月～12月)
 - ③書類審査(1月)
 - ④採否通知(2月上旬)
 - ⑤受入開始(4月以降、順次)

(3) 合格者の提出書類について

- ・ 採否決定後、合格者には以下の書類を、指定された期日までにご提出いただきます。
 - ①受入研究員等申請書
 - ②保険加入証明書(学生教育研究災害障害保険及び学研災付帯賠償責任保険等)の控え
 - ③銀行登録データ
 - ④(外国籍の場合)就労ビザ及びパスポートの写し
 - ⑤(EEA欧州経済領域加盟国内に在住の場合)個人情報の取扱いに関する同意書

(4) 活動報告書について

- ・ 受入期間中は、毎月の活動報告書をイノベーション戦略部が定める様式にてご提出いただきます。
- ・ 毎月末に活動報告書を作成し、受入部長等の確認を得た上で、翌月10日までに研究企画室を通じてご提出ください。

(5) 受入終了について

- ・ 以下の場合には受入を終了とします。
 - ①受入期間中に博士号の学位を取得した場合又は修士号の学位を取得後に引き続き博士課程に在籍しない場合(大学院課程の修了をもって終了)
 - ②大学院を中途退学した場合(その時点をもって終了)
 - ③休学や留学などにより研究実習を中断した場合
 - ④その他研究実習が遂行できない又は機構の秩序維持、関連する規程等に従わない等、イノベーション戦略部長が特に認めた場合

(6) 受け入れ継続について

- ・ QSTスチューデントリサーチーの受け入れ期間は、各年度の3月31日に終了します
- ・ 次年度も引き続きQSTスチューデントリサーチーとしての受け入れを希望する場合は、再度応募し、合格することが必要です(募集は年1回の書類選考で実施されます)

(7) その他

- ・ 出勤頻度は、必ず出勤しなければならない日数はありません。頻度については、受入部署とご相談ください。
- ・ 受入に際し、往復交通費は原則として応募者にご負担いただきます。ただし、受入部長等が旅費支給の必要性を認めた場合は、この限りではありません。
- ・ 宿舎は原則として応募者にてご準備ください。受入拠点によっては貸与可能な場合もありますので、受入研究所の庶務課までお問い合わせください。
- ・ QSTアカウントは、受入部署が必要と判断した場合に設定します。